

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
 - 公益法人の管理費財源と正味財産増減計算書内訳表における表示について
2. 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会開催のお知らせ
 - 令和 5 年度第 1 回相談会（東京）開催について

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■公益法人の管理費財源と正味財産増減計算書内訳表における表示について

今回は、公益法人の管理費（法人会計）の財源と正味財産増減計算書内訳表における表示についてご説明します。

公益法人の管理費については、法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用であり、事業費と管理費に共通して発生する関連費用として公益認定等ガイドライン等に従い、公益目的事業会計等の各会計へ適切に配賦を行った結果の費用も含まれます（FAQ 問 V-3-(2) 参照）。

この管理費の財源となり得る収入源としては、寄附金、補助金、収益事業等からの利益、会費収入、管理費に充てるものとして合理的な範囲で保有し特定資産に計上する金融資産からの運用益が考えられますが、認定法第 18 条（公益目的事業財産）からも、以下の点に留意して管理費財源を確保することになると考えます（FAQ 問 VI-1-(2) 参照）。

- ・寄附金については管理費に充てる割合を明らかにして募集するか、寄附者から同様の指定を受けておく必要があります。
- ・補助金については、交付者による用途の指定が必要となります。
- ・収益事業等からの利益は、50%は公益目的事業財産に組み入れる必要がありますが、組み入れた後、残余の使い道は法人の任意です。
- ・社団法人の社員から徴収する会費収入は、徴収に当たり用途を定めなければ 50%を公益目的事業財産に組み入れる必要がありますが、残余の使い道は法人の任意となりますし、管理費に充てる割合を定めて徴収すれば、その割合に従って管理費に充てることができます。
- ・公益目的事業しか行わない法人については、用途の定めがなく受け入れた寄附金や

公益目的事業に係る対価収入から、適正（合理的）な範囲で管理費に割り振ることができます（FAQ問 VI-1-(3) 及び公益認定等ガイドライン I17. (4) 参照）。

次に、正味財産増減計算書内訳表における管理費の表示ですが、公益法人は事業ごとの区分経理の方法として、原則として、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに会計を区分したものを正味財産増減計算書内訳表により表示しますが、寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、法人会計の一般正味財産増減の部における経常収益に直接計上します（公益法人会計基準の運用指針 13 様式 2-3 参照）。

また、収益事業等からの利益を管理費に充てる場合には、経常収益ではなく収益事業等会計から法人会計への他会計振替として経理（表示）します。

※参考

○公益認定等ガイドラインについては、以下のリンク先からご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/houreiguide/guide.html

○公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）については、以下のリンク先からご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

○公益法人会計基準の運用指針については、以下のリンク先からご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/houreiguide/kaikei.html

2. 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会開催のお知らせ

■令和5年度第1回相談会（東京）開催について

内閣府では、公益認定申請や公益法人の運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する無料の相談会を開催しています。

今年度第1回は、6月28日（水）に東京で開催します。

ぜひお気軽にご参加ください。

○相談会 東京第1回（対面式）

日時：令和5年6月28日（水） 13:00～16:50

場所：日本教育会館（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

※申込締切は6月14日（水）17時

詳細は下記をご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pdf/soudankai_20230530.pdf

=====

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。